

5 計画の推進

(1) 計画の推進体制

① 庁内における体制構築

平成30年7月の豪雨災害発生からの復旧・復興に当たっては、多くの施策・事業を迅速かつ確実に実施していくことが必要です。

そのため、市長を本部長とする「大洲市復興支援本部」による総括のもと、復興支援室を設置するとともに、各部署が連携・協力し、総力を挙げて復旧・復興に取り組みます。

また、組織横断的な対応が必要な施策・事業については、プロジェクトチームを立ち上げ、迅速に取り組みます。

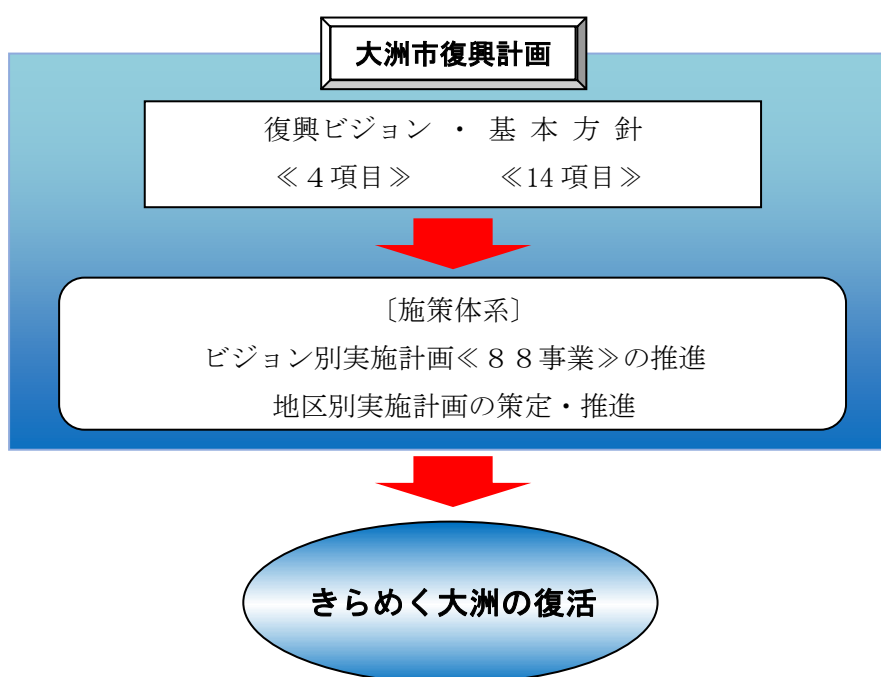
② 市民との協働・積極的な情報共有

市を挙げて復興に取り組んで行くためには、市民の理解と市民との協働が不可欠であり、それぞれの役割分担のもと、一丸となって復興に取り組みます。特に重要な施策決定や進捗状況については、「自治会連絡会議」などを通じて、情報の共有に努めます。

また、地域を離れている被災者を含めた全市民に対して、復旧・復興に向けた取組状況について、広報おおずや市の公式ホームページへの掲載だけではなく、自治会や区会長会等と協働するなど、あらゆる機会を活用し、積極的かつ早期の情報提供に努めます。

③ 国や県、他市町との連携・協力

国や県、他市町と連携・協力していくとともに、必要な事業の実施や支援等について、国や県に要請していきます。特に、各事業の連携を図るためには、相互の情報共有が必要であることから、定期的に連絡調整会議を開催していきます。



(2) 計画の見直し

復興へ向けた速やかな取組が求められていたことから、復興計画《暫定版》を平成 30 年 12 月に策定しました。

復興計画《確定版》は、同《暫定版》について、パブリックコメントや大洲市復興推進協議会において、いただいた様々なご意見やご提言を踏まえて、修正・見直しを行い策定したものです。

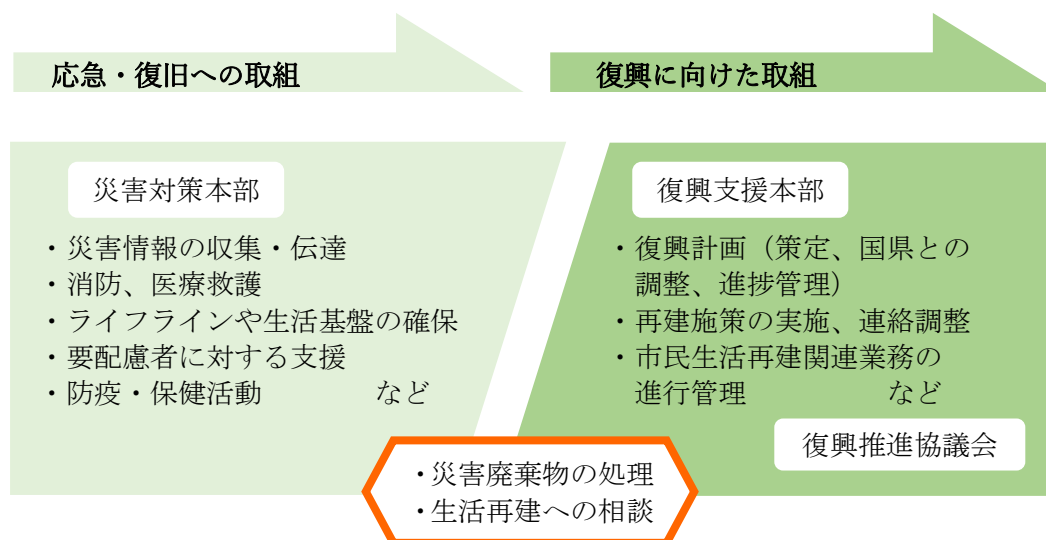
今後、本計画は大洲市総合計画とも整合を図りながら、必要に応じて第 2 版、第 3 版と計画の修正・見直しを行っていきます。

(3) 計画の進捗管理

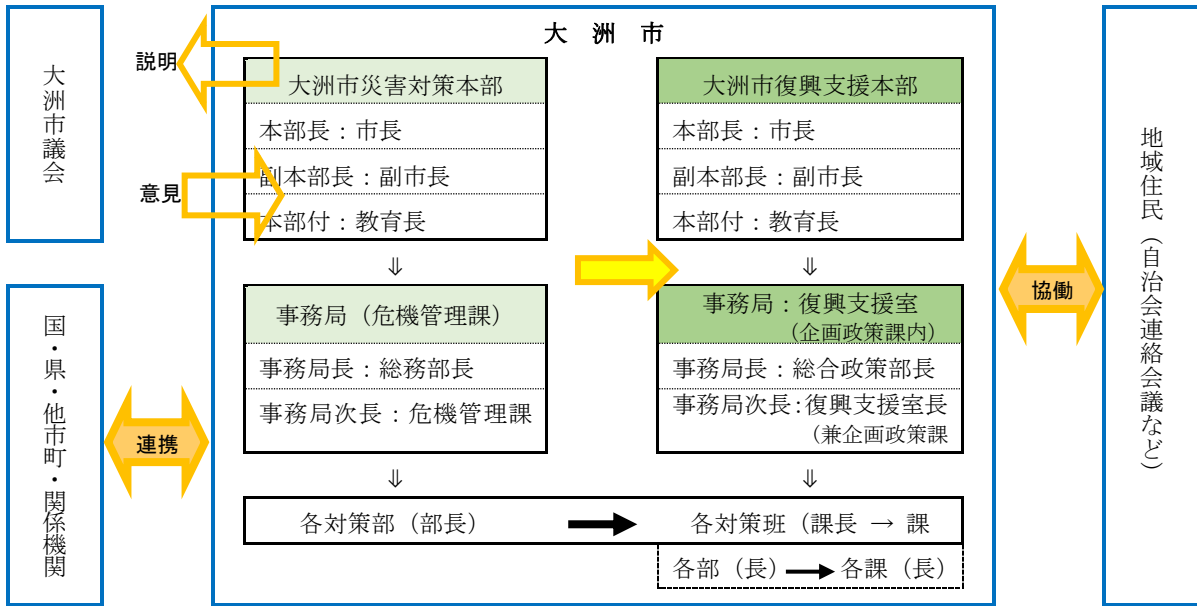
復興施策を着実に遂行していくため、復興工程表やビジョン別実施計画等により、毎年度、復興支援室において、進捗状況を点検・評価し、市民の意見を聴きながら必要に応じて施策の追加や見直しを行うとともに、積極的に広報おおずや市の公式ホームページなどを活用して、進捗状況等の公表に努めます。

また、大洲市復興推進協議会において、計画の評価・推進・進捗管理を進めていきます。

【 計画推進・進捗管理の体制イメージ 】



【 計画推進・進捗管理の体制 】



（平成 31 年 4 月から）

